

改正案

現行

別表第3

1・2 〔略〕

3の1 東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域墨104号線沿道地区

あ	い	う	え	お	か	き	く	け	こ	さ	し
建築してはならない建築物	あ)の適用除外のもの	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	え)の適用除外のもの	建築物の高さの最高限度	か)の適用除外のもの	建築物の容積率の最低限度	く)の適用除外のもの	建築物の容積率の最高限度	こ)の適用除外のもの	建築物の建ぺい率の最高限度
1 次に掲げる建築物 ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号、第6項各号、第7項各号及び第8項から第10項までのいずれかに該当する営業の用途に供するもの イ カラオケボックスその他これに類するもの ウ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 エ ボーリング場、スケート	〔略〕	〔略〕									

別表第3

1・2 〔略〕

3の1 〔同左〕

あ	い	う	え	お	か	き	く	け	こ	さ	し
建築してはならない建築物	あ)の適用除外のもの	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	え)の適用除外のもの	建築物の高さの最高限度	か)の適用除外のもの	建築物の容積率の最低限度	く)の適用除外のもの	建築物の容積率の最高限度	こ)の適用除外のもの	建築物の建ぺい率の最高限度
1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号のいずれかに該当する営業の用途に供するもの	〔略〕	〔略〕									

<p>場 水泳場 場 ゴルフ練習場 又はバグティング練習場 オ 射的場 勝馬投票券発売所 場外車券売場その他これらに類するもの カ 墓地 埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第6項に規定する納骨堂の用途に供するもの キ 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第4項に規定する簡易宿所営業の用途に供するもの</p>					
<p>2 5階以上の部分を住宅等以外の用途に供するもの</p>	<p>2の1〔略〕 2の2 規則で定める用途</p>	<p>〔略〕</p>	<p>2 5階以上の部分を住宅等以外の用途に供するもの</p>	<p>2の1〔略〕 2の2 規則で定める用途</p>	<p>〔略〕</p>

上や
むを
得ない
もの
の3
2の
墨1
04
号線
に面
する
建築
物の
1階
部分
が地
区の
にぎ
わい
に資
する
店舗
その
他に
これ
に類
する
もの
。た
だし
、当
該建
築物
の5
階以
上の
部分
を飲
食店
の用
途に
供す
る場
合は
、ホ
テル
又は
旅

上や
むを
得ない
もの
〔新設〕

館に
付帯
する
もの
に限
る。

3～5 [略]

3の2 東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域住工商共存地区

（あ）	（い）	（う）	（え）	（お）	（か）	（き）	（く）	（け）	（こ）	（さ）	（し）
建築してはならない建築物	（あ）の適用除外のもの	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	（え）の適用除外のもの	建築物の高さの最高限度	（か）の適用除外のもの	建築物の容積率の最低限度	（く）の適用除外のもの	建築物の容積率の最高限度	（こ）の適用除外のもの	建築物の建ぺい率の最高限度
1 次に掲げる建築物 ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号、第6項各号、第7項各号及び第8項から第10項までのいずれかに該当する営業の用途に供するもの イ カラオケボックスその他これに類するもの ウ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	[略]										

3～5 [略]

3の2 [同左]

（あ）	（い）	（う）	（え）	（お）	（か）	（き）	（く）	（け）	（こ）	（さ）	（し）
建築してはならない建築物	（あ）の適用除外のもの	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	（え）の適用除外のもの	建築物の高さの最高限度	（か）の適用除外のもの	建築物の容積率の最低限度	（く）の適用除外のもの	建築物の容積率の最高限度	（こ）の適用除外のもの	建築物の建ぺい率の最高限度
1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号のいずれかに該当する営業の用途に供するもの	[略]										

エ ボーリング場
 スケート場 水泳場 ゴルフ練習場
 又はバレーボール練習場
 オ 射的場
 勝馬投票券発売所
 場外車券売場その他これらに類するもの
 カ 墓地
 埋葬等に関する法律第2条第6項に規定する納骨堂の用途に供するもの
 キ 旅館業法第2条第4項に規定する簡易宿所営業の用途に供するもの

2・3 〔略〕

3の3 東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域幹線道路沿道地区

	（あ）	（い）	（う）	（え）	（お）	（か）	（き）	（く）	（け）	（こ）	（さ）	（し）
建築してはならない建築物	（あ）の適用除外のもの	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	（え）の適用除外のもの	建築物の高さの最高限度	（か）の適用除外のもの	建築物の容積率の最低限度	（く）の適用除外のもの	建築物の容積率の最高限度	（こ）の適用除外のもの	建築物の建ぺい率の最高限度	
1 次に掲げる建築物 ア 風俗営	〔略〕											

2・3 〔略〕

3の3 〔同左〕

	（あ）	（い）	（う）	（え）	（お）	（か）	（き）	（く）	（け）	（こ）	（さ）	（し）
建築してはならない建築物	（あ）の適用除外のもの	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	（え）の適用除外のもの	建築物の高さの最高限度	（か）の適用除外のもの	建築物の容積率の最低限度	（く）の適用除外のもの	建築物の容積率の最高限度	（こ）の適用除外のもの	建築物の建ぺい率の最高限度	
1 風俗営業等の規制及び業務の適	〔略〕											

業等の規
制及び業
務の適正
化等に関
する法律
第2条第
1項各号、
第6項各
号、第7
項各号及
び第8項
から第1
0項まで
のいずれ
かに該当
する営業
の用途に
供するも
の
イ カラオ
ケボック
スその他
これに類
するもの
ウ 劇場
映画館、
演芸場又
は観覧場
エ ボーリ
ング場、
スケート
場、水泳
場、ゴル
フ練習場
又はバッ
ティング
練習場
オ 射的場、
勝馬投票
券発売所、
場外車券
売場その
他これら
に類する
もの
カ 墓地、
埋葬等に

正化等に関
する法律第
2条第6項
各号のい
ずれかに該
当する営業
の用途に供
するもの

関する法
律第2条
第6項に
規定する
納骨堂の
用途に供
するもの
主 旅館業
法第2条
第4項に
規定する
簡易宿所
営業の用
途に供す
るもの

2・3 [略]

4～6の7 [略]

2・3 [略]

4～6の7 [略]